

## 第2回山陽小野田市下水道事業検討委員会議事録

開催日時	令和3年6月29日（火）13時55分から15時20分
開催場所	山陽小野田市民館（2階 第1、第2会議室）
出席者	下水道事業検討委員会委員8名 北條信委員、小林剛士委員、長田毅彦委員、岡本志俊委員、内藤美恵子委員、大谷春樹委員、宮川正和委員、中尾香月委員 日本水工設計株式会社 平松順二氏、高野裕輔氏 事務局9名 河田誠（建設部長）、高橋雅彦（建設部次長）、藤岡富士雄（課長）、森弘健二（参与）、熊川整（課長補佐）、中村扶実子（主査）、河内和雅（計画係）、鶴岡徹也（計画係）、辻岡敏司（管理係）
欠席者	堀川順生委員、中川正治委員
会議次第	1 開会 2 部長あいさつ 議事 （1） 区域縮小候補地素案について （2） 住民意向調査方法について 3 その他 4 閉会

### 1 開会

### 2 部長あいさつ

河田建設部長あいさつ

### 議事

#### （1）区域縮小候補地素案について

委員長：議事1について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議事1、「区域縮小候補地素案について」ご説明いたします。

前回の会議から時間も経っていますので、「山陽小野田市下水道事業の現状と課題について」、前回のおさらいということでご説明させていただきます。

資料2の5ページをご覧ください。こちらは、下水道処理人口普及率の推移をしたものになります。

一般的に下水道の整備状況を示す指標としましては、下水道処理人口普及率が使われます。

※印で書いておりますが、下水道処理人口普及率は、「処理区域内人口」割る「行政区域内人口」で算出します。ここで、処理区域内人口とは、汚水を処理することができるようになった区域内の人口を示すもので、整備済の区域の人口と考えてもらえればと思います。

本市の令和元年度末の下水道処理人口普及率は55.2%で、グラフを見ていただきますと、全国平均や山口県平均よりも低い状況にあることが分かります。

6ページをご覧ください。このグラフは下水道建設事業費の推移を表したものになります。棒グラフが管渠費、ポンプ場費、処理場費の各年度別の事業費を示し、折れ線グラフはこれまでの累計事業費を示しています。

本市はこれまで累計約650億円の事業費を投じて、下水道を整備してきました。直近では毎年度8億円程度を投資していますが、ポンプ場や処理場の改築・更新工事の事業費がかさみ、管渠費にあてる事業費が減少していることが分かります。以上のことから、投資に関する課題のまとめとしまして、7ページをご覧くださいと、これまで650億円もの事業費を投じ、下水道を整備してきましたが、令和元年度末の下水道人口普及率は55.2%となっており、国や県の平均と比較すると低い状況にあります。今後も普及率を伸ばすためには多額の事業費が必要となります。本市は、2か所の終末処理場、1か所の雨水排水ポンプ場、3か所の汚水中継ポンプ場を所有していますが、いずれも供用開始から30年以上が経過し、これらの改築・更新工事に事業費がかさんでいます。

8ページをご覧ください。

次に、下水道事業の収支の状況についてご説明いたします。

下水道事業会計は、公営企業会計のため、「収益的収支」と「資本的収支」の2本立ての予算となっています。「収益的収支」は、下水道施設の維持管理費など、日々の事業運営に関する収支になります。

グラフを見ていただきますと、維持管理費と支払利息の大部分は下水道使用料で賄っていますが、多額の繰入金で成り立っている状況が分かると思います。

9ページをご覧ください。

次に「資本的収支」は、下水道施設の整備や更新等に関する収支になります。過去の下水道整備等のために借り入れた企業債償還金が多額で、大きな負担となっています。収入が支出に対して不足する額は、収益的収支の内部留保資金等の補填財源で補っています。

10ページをご覧ください。次に下水道の使用料収入の推移についてです。

棒グラフは年度ごとの使用料収入を示し、折れ線グラフは下水道処理人口普及率を示しています。下水道の使用料収入は、下水道処理人口普及率の上昇に合わせて増加していることが分かります。

11ページをご覧ください。

次に下水道の使用料金の状況についてです。

下水道使用料の水準とされる1か月あたりの使用水量20m<sup>3</sup>換算での使用料で本市の下水道使用料は、県内13市の中で2番目に高い水準となっています。

12ページをご覧ください。次に企業債償還金と企業債残高の推移を表したグラフになります。

青色の棒グラフが企業債の残高、オレンジ色の折れ線グラフが企業債償還金を示しておりまして、企業債償還金が増加傾向にある中、企業債残高は減少していません。13ページをご覧ください。次に一般会計からの繰入金の推移についてですが、青色の棒グラフが繰入金で、オレンジ色の折れ線グラフは先ほどと同じ企業債償還金を示しております。一般会計からの繰入金は、企業債償還金と連動して増加傾向にあることが分かります。

以上のことから、財政に関する課題のまとめとしまして、14ページをご覧くださいと思いますが、普及率の上昇に合わせて下水道使用料は増収傾向にありますが、収益的収支は多額の繰入金によって成り立っている状況です。

また、人口減少が進む中、将来的には下水道使用料収入は減少に転じることが予想されます。

課題2としましては、過去の下水道整備のために借り入れた企業債償還の負担が大きく、厳しい財政状況となっています。

課題3としましては、令和5年度以降は、企業債償還金は減少に転じ、繰入金も

ていげん  
減っていく見込みですが、依然として11～12億円程度の水準となる見込みです。また、下水道使用料の見直しやコスト削減に向けた取り組みが必要となっております。

15ページをご覧ください。今後の公共下水道整備の方向性についてでございます。汚水処理の10年概成、概成とは概ね完成させることを意味しますが、10年概成を目指すため、汚水処理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、平成26年1月30日に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県に対し、人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、さらに時間軸を考慮した汚水処理方法の徹底的な見直しを要請しています。ここでいう、都道府県構想といいますのは、県内各市町が策定します汚水処理施設整備構想を県の構想として取りまとめたものになります。具体的には、令和8年度末までに公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽等の手法により汚水処理を概ね完成してくださいというものです。概ね完成とはどのぐらいかということになるかと思いますが、汚水処理人口普及率について、95%を目指すよう求められております。しかしながら、本市の汚水処理人口普及率は、令和元年度末時点で、公共下水道が55.2%、農業集落排水が2.5%、浄化槽が24.5%、合計で82.2%となっておりまして、前年度と比べて0.4%しか増加しておらず、令和8年度末までに概成することは困難と考えられます。そこで、16ページをご覧くださいと、令和8年度末までに汚水処理の概成が困難な場合には、令和8年度末までに下水道整備の概成を目指すよう求められております。求められている指標といたしましては、下水道整備人口を下水道全体計画区域内人口で割って求めます下水道整備進捗率で表すこととされておりました。

て、先ほどと同様に95%を目指すよう求められております。

令和元年度末における本市の下水道整備進捗率は、約60%となっておりまして、現在の進捗率、年に0.5%から1%の伸びでは令和8年度末までに概成することは困難と考えられます。そのため、下水道整備進捗率を上げるためには、分母となる下水道全体計画区域内人口を減らす、つまり、下水道全体計画区域の縮小を検討する必要があるということになります。

17ページをご覧ください。

今後の公共下水道の方向性といたしましては、公共下水道全体計画区域を縮小する計画の見直しを行っていくこととなります。

その際の課題といたしましては、計画縮小に伴う未整備地区における住民の理解を得る必要があること、課題2としましては、計画縮小区域に対する汚水処理の代替施策を検討する必要があります。次に本市の下水道事業の将来予測についてご説明いたします。前方のスクリーン又は資料2の19ページをご覧ください。

このグラフは、本市の将来人口を予測したものになります。青色のグラフは国立社会保障・人口問題研究所が5年に一度実施されます国勢調査のデータを基に推計したもので、オレンジ色は山口県人口ビジョンでの仮定値により推計したものの、赤色は市独自の施策を考慮し推計したもので、今後も人口減少はしていくものの、本市の展望といたしましては、令和42年度における人口約5万人を目指そうとするものとなっております。下水道の計画につきましても、この本市の人口ビジョンの目標値を基に設定することになります。

20ページをご覧ください。

先ほど本市の現状と課題の中でもご説明させていただきましたが、処理場とポンプ場につきましましては、整備されてから30年以上が経過しておりまして、施設の老朽化対策が課題となっております。このグラフは、既存の処理場、ポンプ場の施設をどの様に改築、更新していけば効率的に業務の継続ができるかを検討したもので、各施設の被害規模と発生確率の検討結果からリスク評価を行い、リスク評価ランク5、下側のグラフで言いますと赤色になりますが、このリスク評価ランク5が極力出ないように改築、更新をすることを検討し、改築、更新費用として年間5億円程度が必要になるとの予測となっております。

21ページをご覧ください。

こちらは、管路施設の将来の改築費用を予測したもので、下水道管路施設におきましては、管の材質や経過年数に応じた劣化予測を行い、速やかに処置が必要とされる「緊急度I」が極力発生しないように改築していくには、年間2.5億円程度かかることが予測されています。

これらを踏まえまして、22ページをご覧ください。

これは、下水道事業費の予測を示したもので、青色が管渠の新設、オレンジ色が既存の劣化した管渠の改築・更新、グレーが処理場及びポンプ場の改築・更新の費用を表しています。これまで、年間約8億円の事業費を投じておりまして、使用料や企業債、繰入金などの財源の状況をみましても、年間8億円程度が限界で、

今後は使用料や税金の減収により更なる事業費の縮小を求められる可能性があります。このことから、今後は管渠の新設に事業費をかけるのは困難な状況にあることが分かりますかと思えます。

前回の会議で、現行の全体計画区域で未整備の区域を整備した場合に費用がどのぐらいかかるのかという質問に対しまして、私が約100億円かかると回答しましたが、今回更に詳細について確認したところ、管渠整備のみで約170億円、また整備の段階においては処理場の増設が必要となりますので、200億円以上の事業費がかかるとの試算がされました。試算が甘く申し訳ありませんでした。訂正させていただけたらと思えます。

それでは、区域の縮小候補地素案についてご説明させていただきます。

前方のスクリーン又は、資料2の24ページをご覧ください。本市の現状と課題の際にご説明させていただきましたとおり、国より令和8年度末までに下水道整備を概ね完成させるよう求められておりますが、これを達成させるには、現在の全体計画区域を縮小して、令和8年度末時点での下水道整備進捗率が95%となるよう区域を設定する必要があります。

25ページをご覧ください。

これは、新しい全体計画区域を検討するフローになります。このフローの一番上にスタートと書かれています次に、既整備区域の整理とあります。これは、令和3年度に整備予定の区域を考慮した令和3年度末時点での整備済区域を整理しています。次に下へ行きまして整備予定区域の決定を行っております。

26ページをご覧ください。

整備予定区域の設定にあたりましては、全体計画区域のうち、概ね5年から7年で整備する区域として事業計画区域を設定していますが、この事業計画区域の中でも、国の補助金の対象路線が含まれる区域やこれまでに整備済み区域近辺で下水道整備の要望が強い区域について、整備予定区域として設定し、令和8年度末までに整備が可能であるかを検証した結果、整備可能と判断したものになります。次に資料2の25ページにありますフローの右側の部分になりますが、未整備区域を検討ブロックに分けて整備の優先順位を検討しております。

27ページをご覧ください。

まず初めに、未整備区域の検討ブロックの設定方法ですが、一定の家屋集合体として現況の家屋分布を基に、地形的な連坦性、河川等の分水嶺及び施工性を考慮してブロック割を設定しております。検討ブロックは全部で227個となっております。そして、検討ブロックごとに、人口、世帯数、管渠計画、浄化槽の設置状況、用途地域や事業計画区域の設定状況などの諸元を整理しております。

28ページをご覧ください。

次に、検討ブロックに対しまして、以下の項目ごとの順位から点数換算をし、最も高い点数のブロックから優先度を高く設定をいたしました。点数の付け方について具体的に言いますと、227個のブロックに分けておりますので、順位が1位の場合は227点、2位は226点といった具合に、項目ごとに点数を付け、合計

得点が最も高いブロックから優先順位を決定していくということになります。また、1位が3ブロックあった場合は、227点が3つとなり、4位は224点となります。

項目の内容としましては、

イ) 人口的要素として、1戸当りの整備延長で評価

ここで、人口的要素なのになぜ、人口密度とせずに1戸当りの整備延長で評価したのかといいますと、検討ブロックの面積が一律でないため人口密度としてしまうと不平等となってしまうことや、店舗や事業所については人口要素がないため、人口密度としてしまうと点数が大きくなってしまいうということになります。1戸当りの整備延長とすることで、建物の密集度合を表現し人口的要素として評価しています。

ロ) 整備費用的要素として、1戸当りの整備費用で評価

これは費用対効果を優先しようとするものです。

ハ) 環境的要素として、合併浄化槽の整備率

これは汲み取りや単独浄化槽が多く残っている所を優先しようとするためです。

ニ) 都市計画的要素として、用途地域面積が占める割合

用途地域が指定されている所を優先するよう検討したものです。

ホ) 下水道計画的要素として、事業計画区域面積が占める割合

5年から7年で整備するとしていた区域であるため優先するよう検討したものです。

以上の5つの項目で評価しております。

29ページをご覧ください。

令和3年度末までに整備済となる区域の人口を令和8年度末時点の人口に推計したものが、①の34,302人、右下の模式図でいいますとグレーの部分になります。また、令和8年度末までに整備予定とされる箇所を合計したものが2,004人。これを合せると③の36,306人となります。この人口により下水道整備進捗率が95%となるよう逆算すると、新しい全体計画区域の人口が38,217人以下になればよいということになります。このことから、⑤にあります未整備区域における整備可能人口として1,911人が算出できますので、この数値から優先順位の高い検討ブロックを追加していき、全体計画区域(素案)を設定いたしました。資料3、A3の資料になりますが、こちらをご覧ください。右下に凡例がありますが、優先順位と書いてあります下にグレーで表示しておりますのが令和3年度末までに整備済となる箇所、令和8年度末までに整備を予定している箇所がピンク、未整備区域における整備可能人口として1,911人を算出して積上げたところ、優先順位が1位から67位までとなったため、その箇所を赤色で表示しております。これらのグレー、ピンク、赤色で塗った外側を囲んだものが緑色の線で示しております新しい全体計画区域の境界になります。黒色の一点鎖線が既存の全体計画区域の境界になりますので、黄色で塗られた区域が全体計画区域から削除されることとなります。その他、紫色の線が事業計画区

域、青色の線が用途地域となっております。

前回の会議におきまして、計画区域を縮小する場合、浄化槽の補助金などの手当が必要とのご意見をいただきましたが、浄化槽の補助金を出すための財源について、都市計画税を払っている方の内どのぐらいの方に影響がでるのかについては、本日お示しした区域が概ね固まらなないと試算ができない状況にありましたので、まだ関係各課と調整ができていない状況にあります。次回の会議までには、縮小区域に対する代替施策についてもお示ししたいと考えております。

資料3の2ページ目から7ページ目までは小野田処理区を拡大表示したもので、8ページに山陽処理区全体、9ページから12ページまでは山陽処理区を拡大表示したものとなっております。また、区域の境界につきましては、土地の地番界になっていないもの等がありこれで確定するものではありません。今後、住民説明会で示すまでにはその辺りを精査していきたいと考えております。

以上で議題1の説明を終わります。

委員長：事務局の説明に対し、質問はありませんか。

委員：既存の事業計画区域、既存の全体計画区域、用途区域、この違いを詳しく説明していただければ助かります。

事務局：全体計画区域と事業計画地域について簡単にご説明します。簡単な模式図で説明させていただきます。行政区域が一番外側の線としたら、黄色の部分が全体計画区域です。この中で、5年から7年で整備する区域を事業計画区域として設定し、順次整備していきます。そこが整備済みになれば、また5年から7年で整備する予定区域を事業計画区域と定めます。現在の全体計画区域がすごく広く、このまま整備しようと思ったら全体に対して未整備地域が40%ぐらいありますので、令和8年度末までに整備するのは困難な状況です。そのため、全体計画区域の外側を狭めて整備済みに対する面積を95%にするような全体計画区域を作りたいというのが今回の内容になります。全体計画区域と事業計画区域の内容はこういった内容になります。

この中で黒の一点鎖線が見にくいですが、グレーの色とピンク色と赤色と黄色、全部を足した外側が、既存全体計画区域と思ってください。そのうち黄色い部分を全体計画から外し、緑の線が新しい全体計画区域のラインになります。それとは別に、用途地域という話が出てきましたので、用途地域についても簡単に説明させていただきます。

山陽小野田市全域が山陽小野田都市計画区域となっており、この中に用途地域というのを設定しています。この用途地域が何かというと、用途地域の種類には今13種類あります。住居系の用途地域と、商業系の用途地域と、工業系の用途地域に分かれており、これは建物の用途を制限するものです。例えば工場が家の近くにあったり、お店が家の近くにあったりすると、騒音等の苦情が出たりして商業が営みにくくなったり、工場が営みにくくなったりしないように用途を制限することによって、住みやすい環境を作ったり、工場が営みやすい環境を作ったり、建物の用途を色分けすることによってそれぞれが環境を良くしていく地域地区の

制度となっております。この用途地域の話がなぜ下水道に出てくるのかというと、今、山陽小野田市で都市計画税という税金を賦課しています。この都市計画税は用途地域を指定した地域に対して賦課しています。下水道事業は、都市計画税を一部充てておりますので、この用途地域も下水道を考える上で一つの要素になり、用途地域のラインについても資料に表現させていただいたということになります。

委員：区域を縮小するという事で、これは都市計画審議会の対象にはならない？

事務局：現在、ほとんどの用途地域に公共下水道の都市計画決定をしております。そのため、用途地域が指定されている所で下水道を縮小すると、都市計画決定の変更手続きが必要になります。

委員：それは令和4年度ですか。住民説明会が全て終わってそれからということですか。

事務局：その通りです。

委員：それと、結局残りの所は浄化槽で対応していただくという形になっていくと思いますが、合併浄化槽での水質、それと下水処理場での水質で、どれだけ違いがあるのか。これを決める時に、瀬戸内海の汚濁防止法とかいろんな法律の中でやられると思います。その瀬戸内海の水質は守れるのか、守れないのか。ただ、合併浄化槽でも下水と同じ水質ということであれば、安心ですけども、水質が違うということであれば河川とか海は汚濁されるという事になりますので、その辺も聞いておきたいなと思います。

事務局：基本的には、合併浄化槽の管理をきちんとされれば環境上問題ない水質で出来るはずですが。浄化槽の認定を受けた設備であればですが。ただ、その水質が下水道の水質と比べてどうなのかという所までは今持ち合わせておりませんので、今のご意見を参考にこちらの方でも調べさせていただきたいと思います。

委員：区域の縮小ということで、今の計画でいかざるを得ないと思いますが、全体都市計画、全体的に見れば内容計画なんかにしても「絵に描いたもち」のような形ですよね。何十年、50年近くほぼ出来ていない、都市計画課と下水道課があるだけで、まだ街路計画課もない。街路ができていれば、下水道ももっと簡単に出来ていただろうなという、お金があればですが。ある種、街路と同じような形で、「絵に書いたもち」になっていくのか、どうなのか。そこが住民説明会に向けて、やはり何かをきちっと作っておかないと理解が難しいかなと思います。

事務局：今、都市計画道路の話がありましたのでその話をちょっとさせて頂きたいと思います。

おっしゃったとおり、50年計画決定してから、50年以上事業化がされていない地区も数多くあります。同じように長期未着手の公園、都市計画決定された未整備の公園も同じような状況です。そこで、長期未着手の公園は昨年度全体計画の見直しを行いまして、廃止、もしくは変更などの手続きを行ったところです。また、都市計画道路につきましても見直しの方針は内部では固まっておりますので、来年度以降できるだけ早いうちに見直しを行っていく予定としております。

委員：住民説明会できちんとしておかないと都市計画税の説明とかも難しいと思います。一応意見という事で。

委員：新全体計画区域の決定という話はありませんでしたが、令和8年度までには計画までもっていかないといけないということで、区域を狭めたということですね。そして、令和8年度の時点で達成できた後の問題ですね。ポンプ場とか処理場も合わせてやっていかれる訳ですから、当然8年が来たらまた区域を広げて整備に取り掛かれるという事よろしいですか。もうやらないという事ですか。

事務局：全体計画区域が下水道で整備する区域になりますので、新しい全体計画区域に縮小したら、区域内しか下水道を整備しないという事になります。そのため黄色で塗られた部分は、下水道を整備する区域から外れますので、例えば浄化槽で汚水処理の方法をとってくださいという事になります。

委員：いずれにしてもそういうところの地域は、合併浄化槽で処理するということですが、前回も言いましたが、浄化槽関係については、年に一回は点検するのが大事と聞いております。それを怠ると先ほど話が出たように水質も汚れるし、酷い時にはそのまま出てくるという話も聞いておりますので、説明会では言ったほうがいいと思います。地元の為になっていくということで一言言ってもらいと有難いなと思いました。それと、赤の所は整備される仰ってましたね、それだけ整理しといたら詳しい話が聞けると思うが説明していただけますか。

事務局：赤く塗ってある所が点々としているということですが、先ほど最初に検討ブロックに分けて227のブロックに分けております。そのブロックの中で順番をつけたら1位から67位までの人口を足しこんだのが1911で目標の人口に達したので、1位から67位までの箇所を図面に表示したところ、点々となっているという事になります。基本的には整備済みの所から管渠が伸びてきますので、点々と言いながらも整備済みの区域に接した所になっておろうかと思えます。

委員：29ページで令和8年の整備予定人口が36,306人で、ここで分母が小さくなって95%達成ということですね。そして、縮小した場合あと残り5%の管渠を整備するとなると、分母が大きい状態で管渠の普及率が年間0.5%~1%、分母が小さくなれば簡単に考えて1%、5年くらいで縮小案の管渠は終わると考えてしまいますが、22ページによると管渠費がずっとあるが更新分も含めているのか。管渠新設って書いてありますよね？

事務局：残りの5%の部分は当然整備していきませんが、グレーの部分が処理場ポンプ場の改築で年間約5億。オレンジ色の部分が管路の改築更新が約2.5億。約7.5億が改築更新費用に必要な状況にあります。年間約8億で今なんとか運営している状況を考えると、5千万~1億くらいしか新設にかけられない。尚且つ、面積が小さい所なので、補助事業が使えない。単独事業費で整備すると、先ほど言いました0.5%とか1%というようには伸びない。このような状況で、粛々と残りの5%を整備していくので、令和27年まで、残りの5千万~1億の間の金額を並べている状況でございます。

委員：細かい事で申し訳ないですが、28ページのスライドでイロハニホと5つほど評価の優先度順位をつける為の指標がございしますが、これはそもそも評価の方法として完璧なのではないかということが一点と。もし、他の自治体で似たようなこ

とをやっている所があれば、参考にしたのかということと、5つある中で優先順位のようなものはあるのでしょうか。先ほど管路のお話ですと、もう整備されている地域に隣接してない所はもう整備できないというお話があった中で、絶対条件として、そういった条件にもってこないとそもそも点数がつかないような気がしまして、気になったのでお尋ねします。

事務局：コンサルが来ておりますので確認しましたが、他の県でイとロとハの要素で検討した事例があるという事です。これが一般的かどうかは分かりませんが、コンサルと協議する中で、下水道を今後整備していく要素としてイとロとハは確かに必要であろうと。その他のニとホを加えたのは、前回の検討委員会でも都市計画税は考慮すべきとありましたので、用途地域は優先度に入れるべきだと。また、事業計画区域についても、もともと5年から7年で整備すると決めていた地域に対して、整備しないとするのであればそこは優先度を持たせるべきであろうという事で、ニとホを追加して、イロハニホの5つの要素で検討しました。それぞれイロハニホはどれも同等の扱いで算定しています。

委員：ということは、一項目当たり45点くらいのポイントが最大でつくということで、この後、住民説明会について話があると思いますが、その辺りをご説明されないといけないかと思いましたが、将来的なお金の問題もあるとは思いますが確認させていただいた次第です。ありがとうございました。

委員：28ページのイロハニホについてお伺いします。

計画から外れる地域も重要だと思いますが、例えば将来人口とか将来の街づくりに関しての地域にも優先度を与えるような視点はありますか

事務局：将来の街づくりというのは、例えば具体的な例はございますか。

委員：例えば、厚狭駅周辺で開発が進めば、当然住民も増えてきます。そこは地域に入っていると思いますが、それに近い地域で黄色の所もあるので、そういう所は将来必ず住民が増えるだろうと思われませんが、それはあくまで一例です。小野田地域にもそういった所はたくさんあると思いますが、そういう所はどういう風なというか点数はどうなるのでしょうか。

事務局：例えば都市計画事業として区画整備をやりますよとか、そういったことになれば当然下水道を整備すると思いますが、そのような具体的な政策がない段階で区域を広げてしまうと、そこにまた管路を整備していかないといけなくなり、結局全体計画に対する人口とかそういったものがクリアできなくなります。計画がはっきりしていて、優先順位が高ければそういったところも含めたかと思いますが、今の段階では難しいと思います。

委員：令和8年度以降、公共下水道の整備は一切行われないのでしょうか。それとも整備は行うのでしょうか。

事務局：黄色の除外された部分については、基本的には整備は行わないと考えています。今後、機械の改修時期のタイミングで全体計画に合わせて、処理場・ポンプ場の規模も縮小していきます。縮小後に区域を広げるとなると、またポンプ施設を増設するようになりますので、全体計画区域外は基本的には整備をしない方針です。

ただ、区域外ではあるが公共下水道の施設に余裕がある場合は、区域外からの流入を認めているケースがあります。その区域外まで、下水道を整備する費用については、流入される方に整備をお願いするようになります。そのため、下水道が使える可能性が無くはないですが、市として黄色の所を整備していくというような事はなくなろうかと思えます。

委員：11ページの下水道使用料で、下松市がなぜこんなに低いのかなと思って。なにか理由があるのでしょうか。それと、山陽小野田市の使用料が高いというのは致し方ないとは思いますが、今後高くなる可能性はあるのでしょうか。それが心配です。

事務局：下松市がなぜ安いかということについては、回答を持ち合わせておりませんので調べさせていただきます。申し訳ございません。

次に、使用料が今後高くなるのかということですが、下水道使用料は維持管理費に充てるようになっており、人口が減り下水道の使用水量が減り、使用料も減ると、使用料よりも維持管理費が高くなり、運営が出来なくなってしまいます。そうなれば使用料を上げますという事になろうかと思えます。そのような状況にならないよう、先ほども申したとおり、今後使用水量が減っていくのに併せて、施設も縮小し、維持管理費を徐々に減らしていく計画です。しかしながら、汚水処理施設は段階的に設備があり、一度に全部変えるという事が出来ません。使用料は絶対に上がらないかというお約束は出来ませんが、努力はしていきたいと思えます。

委員：先日、テレビで全国の住み良い都市で、下松市が10位だったと記憶しており、使用料が低いとかも関係しているかもしれませんが、住み良さでは山陽小野田市も負けていないと思えます。私は自分で住んでいて自慢の市だと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

## (2) 住民意向調査方法について

委員長：議事2について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議事2、「住民意向調査方法について」ご説明させていただきます。

前方のスクリーン又は、資料2の34ページをご覧ください。

当初、前回の会議でお示ししましたとおり、住民意向調査方法といたしまして、未整備地区の内、令和8年度末までに整備が可能と思われる地区を対象に、アンケート調査を実施したいと考えておりました。

調査内容としましては、①下水道整備をして欲しいか、欲しくないか、②整備して欲しい時期はどのぐらいか、③整備をして欲しくない理由は何か、といった内容で考えておりましたが、先ほどご説明いたしました新しい全体計画区域を検討するにあたりまして、検討ブロックごとに人口、世帯数、管渠計画、浄化槽の設置状況、用途地域や事業計画区域の設定状況などの諸元を整理し、5つの要件により整備の優先順位を決定したにも関わらず、アンケート調査結果により整備の優先順位を変えることは適当でないのではないかということで、この度はアンケー

ト調査を実施しないことといたしました。今後、10月頃に住民説明会を予定しておりますが、市民の皆さまに対しましては、本市の現状や課題、区域の設定方法等について説明をして参りたいと考えております。

以上で議題2の説明を終わります。

委員：アンケートは非常に難しいのではないかと思います。私の家の前で緑色の線になっています。下水道が来ることを願って、公共柵さえつけばすぐに接続出来るよう入り口の所に浄化槽を設置していました。下水道が来ないなら、今から鉄の蓋に変えないといけないと思っていますけど。要するに、浄化槽にされる方は、下水道はいつ来るのだろうかという話ばかりです。一人一人全部思いが違います。これをアンケートするとすごく大変なことだろうなと思います。うちも30年近く使っていますが、何年くらいもつのだろうかと思いますし、ブロワは5年に一回くらい替えているという状況。合併浄化槽はハエとか蚊とかの、良い温床になります。蚊とかは管理が行き届いた所程よく育っています。防虫剤みたいなやつをぶら下げておかないと。浄化槽自体もなかなか厳しいと思います。それと、10月の住民説明会においては、都市計画税が一番大きな問題だと思います。代替の施策案等をお示し頂けるということですが、今もし方針があれば教えて頂きたいなと思います。それと、説明会で気を付けていただきたいのが、10月3日が市議会の選挙ですよね。10月21日が衆議院議員の任期満了です。10月でコロナが収まっているかわかりませんが、10月に選挙がある可能性も高いという事ですので、このスケジュールをよく考えないといけないと思います。それから、下水道が来ないという事が住民説明会でわかれば、すぐに補助金で浄化槽を設置したいという人がいると思うので、代替の施策をいつから実施するのか、予算はどうするのかよく考えなければと思います。その辺が、今度9月の時かなり厳しい話になると思います。以上です。

委員：山陽小野田市としては非常に引きづらい線を引いたという事でそれに関してはよろしいかなと思います。前回の住民意向調査について実施されないという事ですが、実施されればどういったことが考えられるのかなという事を考えていまして。例えば直接的に、下水道を整備して欲しいか、欲しくないかと聞いてしまうと、基本的には整備して欲しいと回答されるのは当然だと思います。その地区の将来性を評価する上で調査を行い、その結果をもとに評価の指標、評価の項目というのを考える方法もあるのかなと、個人的には思いました。こういった調査をせずに、用途区域の中で全体計画区域から外れた地域が生じ、一方で用途区域でない地域が整備計画区域内になった時に、計画的な整合性について説明しづらいと思いますので、そのような所は住民の意向を聞く必要があるのではないかと考えた次第です。

委員：さっきから代替施策ということですが、要はいくら用途地域で下水道処理区域から除外されても、都市計画税は課税されるわけですよね。個人的な考えをいえば、今まで下水道処理区域外の方は補助金を頂いて浄化槽を設置し、快適な生活が出来ていた。一方で、下水道処理区域内で下水道が来ると待ち続けて都市計画税を

払い続けてきた人もいる。ここが住民説明会で一番ネックになると思います。理解は難しいだろうなと思うし、それは9月の検討委員会までに充分検討されると思います。住民説明会では一番ネックになりそうだなと思います。

事務局：具体的な代替案については、関係課とのこともあり、この場ではっきりしたことを申し上げにくいですが、宇部市は、全体計画区域を外した所については、従来の浄化槽設置補助金に上乗せをして、1.5倍を交付するという事をされています。それから、5年から7年で整備するとしている事業計画区域内から外れた所に対しては1.9倍を交付する方法で、下水道縮小に対してご理解を頂きたいというような代替施策を実施しています。

当市も同様な方法をとるべきか、今後の都市計画税、都市計画事業を含め、関係各課と協議して代替施策案をご提案させていただきます。

また、代替施策はいつから実施されるかという質問がありましたが、都市計画決定の変更と事業計画の変更後に代替施策案が施行されるようになりますので、概ね令和5年度以降に代替施策が実施されるようになると思います。

委員長：以上で議事については終了します。

## 6 その他

今後の検討委員会スケジュールについて連絡

## 7 閉会